

公益財団法人アイヌ民族文化財団
評議員及び役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」という。）定款第13条第3項及び第27条第3項の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤理事とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。この場合において、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費等を含む。）、手数料等の経費をいう。この場合において、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (報酬等の支給)

第3条 財団は、評議員及び役員の職務又は業務の執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員及び非常勤役員には、評議員会、理事会等に出席した場合に報酬として日当を支給する。

3 常勤理事の報酬等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 報酬は、年額を12月に均等分割した額（端数切捨）を毎月支給する。
- (2) 諸手当は、原則として支給しない。ただし、通勤手当及び住居手当については支給することができる。
- (3) 退職手当及び功労金は、支給しない。
- (4) 支給日は、公益財団法人アイヌ民族文化財団職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に定める職員の例に準じるものとする。
- (5) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定による地方公共団体からの派遣職員については、派遣元の地方公共団体の給与に関する条例を準用する。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員及び非常勤役員の日当の額は、1日につき14,000円とする。

2 常勤理事の報酬の年額は、別表に定める額を限度とし、理事長が理事会の承認を得て定める。

(評議員及び役員の費用の弁償)

第5条 評議員及び役員には、その職務又は業務の執行に係る費用弁償として、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年1月10日条例第38号）に定める旅費の基準に準じた旅費を支給するものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は公益財団法人アイヌ民族文化財団通勤手当支給規程（令和元年公財ア規程第3号）の定めるところによる。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の役員等の費用弁償に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月28日から施行する。

附 則 [令和8年3月13日公財ア規程第14号]

この規程は、令和8年3月13日から施行する。

別表

役職名	報酬年額（各人）
常勤理事（理事長、副理事長）	14,800,000円以内
常勤理事（理事長、副理事長を除く）	12,500,000円以内